

令和8年度第G-1号 (仮称) 新設特別支援学校設計業務委託にかかる質問と回答 (その6)

令和8年6月25日

| 番号 | 質問   | 回答  |
|----|--|---|
| 1  | <p>「施設整備の概要 (8) 景観エリア」において、「届け出通知の内容により、高さ19m以下、勾配屋根とすること」とありますが、勾配の角度や流れ方向 (例：道路に対して平入とする等)、また切妻・入母屋など屋根形状に関する制約があればご教示ください。特段の制約がない場合は、周辺環境との調和を前提に、屋根形状については自由に提案してよいという理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>屋根形状は、勾配屋根 (勾配は極端な緩勾配としない。) を基本とした計画をお願いします。その他、流れ方向、切妻・入母屋などの形状の制限は特にありません。</p> <p>なお、機器等の設置等の関係で一部を陸屋根とする場合は、パラペット部に勾配屋根を計画するとともに、機械設備を目隠しする措置等、景観に配慮した計画が必要です。</p> <p>また、上記を遵守することを前提として、自由な提案で問題はありませんが、最終的に、計画地の景観条例を所管する守山市と協議調整の上、計画は整理をしていくこととなりますのでご注意ください。</p> |
| 2  | <p>「新設特別支援学校の整備について」の整備イメージ (3階平面図) において、体育館や職員室の上部が「屋上」と記載されています。ここはあえて勾配屋根ではなく、屋上 (陸屋根など) として計画する想定でしょうか。制約があればご教示ください。</p>  | <p>「新設特別支援学校の整備について」の整備イメージにおいて、体育館や職員室の上部を屋上と記載していますが、陸屋根を想定しているわけではありません。</p> <p>上記、質問番号1の回答内容を踏まえ、自由に提案をしてください。</p>  |
|    | <p>—以下余白—</p>  |   |